

教育民生常任委員長報告

平成28年6月29日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る6月23日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第53号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第55号「三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」については、家庭的保育事業における小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の施設基準、職員の配置基準や資格要件について緩和されたことに伴う市条例の一部改正である。

この職員の配置基準や資格要件に関して、附則第7条では、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者も「保育士とみなすことができる」とされているが、保育士とは異なる資格であり、保育の質の低下を招くことなく、より向上をめざすために、子育て支援員等の研修受講など、あらゆる支援を提供されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。